

仕事と介護の両立支援パッケージサービスのご案内

セントワークス株式会社



仕事と介護の両立支援パッケージサービスのご案内

仕事と介護を両立できる 職場づくりを進めたい企業・組織のご担当者様へ

仕事と介護の両立施策には、
介護に関する制度の充実／イントラやハンドブックで情報提供
介護セミナーの実施／相談窓口の設置など 色々あります。

しかし、介護に直面している従業員が着々と増えている中、直面しても
職場には相談していない、相談しやすい風土になっていない、どのように相談
を受ければよいかわからない、介護と仕事を両立できるイメージが湧か
ない、などの声があります。

セントワークスは総合パッケージサービスで御社の介護施策を支援します。

仕事と介護の 両立施策 3つのステップ

介護に直面する前に 介護の基本知識を情報提供

- ・誰もが介護に直面する可能性があること
- ・介護保険サービスの種類と使い方
- ・仕事と介護の両立のための考え方
など仕事と介護の両立に関する基本知識を
介護に直面する前に知っておくことが大切です！

介護について 相談しやすい職場作り

- ・介護に直面した時に同僚、上司、人事担当などへ
相談できる環境作りのためには、誰もが介護に直面
する可能性があるという当事者意識を持ち、日頃から
プライベートの共有をしながら、相手の気持ちを理解
することが重要です。

介護に直面しても 活躍し続けられる職場作り

- ・介護に直面すると残業が出来ない、急な休暇をと
るなどの可能性があります。チームワークを發揮し
柔軟かつ多様な働き方で成果を出し続けられる
職場作りが重要です。時間あたりのチーム生産性を
高める働き方見直しの取組みが必要となります。

仕事と介護の両立施策の必要性

「介護は、介護休業・介護休暇などの制度だけでは限界がある」

→介護は平均4～5年、長ければ10年以上携わります。

介護休業や介護休暇は介護に直面した時に準備期間として休み、また親の様態
が急に悪くなった時など要所で休むための制度であり、基本的には仕事と介護は
両立していく必要があります。もし介護を理由に離職をすると、会社は人材損失、
従業員は人生に関わってきます。介護者が仕事を辞めずに活躍し続けられる職場
作りが重要です。

「介護に関する情報を知らない方が多い」

→介護について知る機会がない、インターネットなども情報が煩雑でまとまっておらず
わかりにくい、など介護に関する情報を上手に入手出来ていない方が多いのが現
状です。どんな介護保険サービスがあるのか、どのように使っていくのかなど、介護
に関する基本情報を知ることによって職場の理解促進と両立への対策が立てられます。

「介護は10人に1人以上が直面、肩代わりするには限界がある」

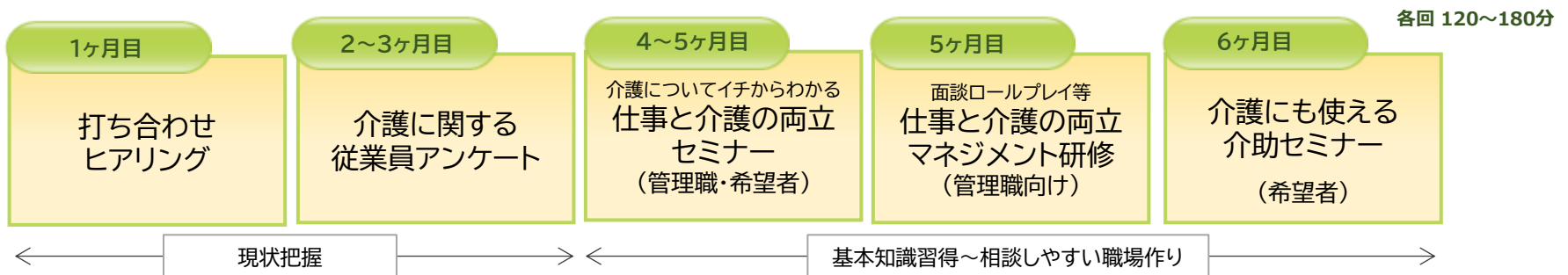
→介護は誰もが直面する可能性があり、特別な事例として考えると組織が回らなく
なります。今後は育児、傷病なども含めて制約のある従業員がいる前提で成果
を出すチーム作りが求められます。

仕事と介護の両立パッケージサービス①

仕事と介護を両立できる職場作りに向けて、トータルサポートするパッケージサービスをご用意。
 詳細はお客様毎にアレンジしますのでお気軽にお問合せください。

御社の介護に関する現状把握と、各種セミナーで全体的にアプローチします。

- ・介護の現実や介護保険サービスの具体的な使い方、介護にかかる料金など介護の基本知識を得ることで、介護への不安減少と直面した時に慌てずに両立できる方法を模索出来るようになります。
- ・介護に関する基本知識を共有することにより介護について会話が成立するようになり、またケーススタディで介護に直面した時の生活を具体的にディスカッションすることで、お互いさまの風土が生まれ、介護した時に相談しやすくなります。
- ・仕事と介護の両立のヒントを知り、参加者が両立できる職場作りに向けて同じ認識を持つことで両立しやすい職場になります。



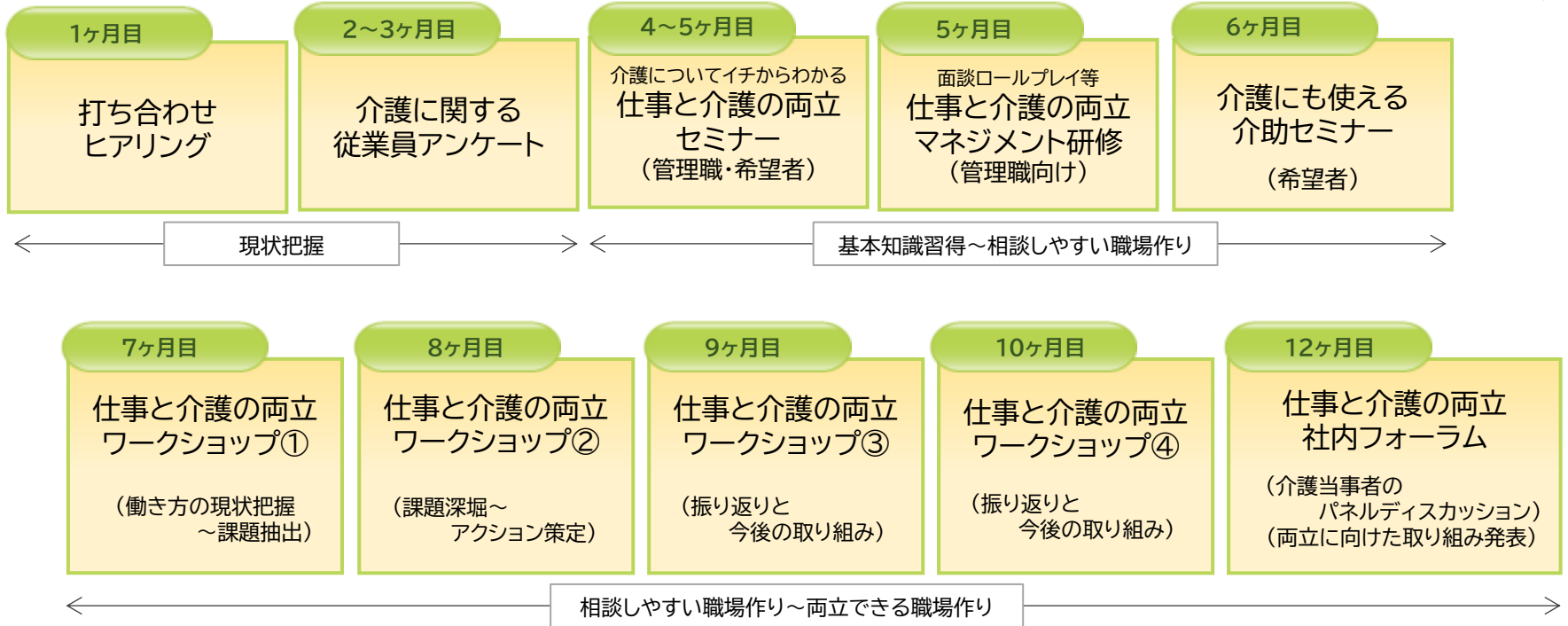
契約期間中の各種ご相談サービス

- 御社の介護施策に関する各種相談
 両立支援制度 / 多様な働き方に関する制度 / イントラや介護ハンドブック等に載せる情報 / 福利厚生 等
- 従業員からの仕事と介護の両立に関する相談
 仕事と介護の両立に関する相談があった時、メール又は対面で相談にのります。
 (人事担当者様も同席いただけるようでしたらお願いします)

仕事と介護の両立パッケージサービス②

仕事と介護を両立できる職場作りに向けて、トータルサポートするパッケージサービスをご用意。
 詳細はお客様毎にアレンジしますのでお気軽にお問合せください。
 パッケージサービス①に加えて、具体的に両立できる職場づくりを模索するところまで進めます。

各回 120～180分



契約期間中の各種ご相談サービス

- 御社の介護施策に関する各種相談
 両立支援制度 / 多様な働き方に関する制度 / イントラや介護ハンドブック等に載せる情報 / 福利厚生 等
- 従業員からの仕事と介護の両立に関する相談
 仕事と介護の両立に関する相談があった時、メール又は対面で相談にのります。
 (人事担当者様も同席いただけるようでしたらお願いします)

仕事と介護の両立支援パッケージサービス

～現状把握～

ヒアリング

1か月目

- 御社の状況をお伺いします
- 全体スケジュールの確認
- 御社に合ったアンケート内容を検討します。



御社のご様子、取り組みの背景、目指す様子などをお伺いした上で、全体スケジュールや各コンテンツ詳細を決定していきます。
二人三脚で進めていきますので、まずは関係性づくりが大切と考えています。

仕事と介護の両立に関するアンケート

2～3か月目

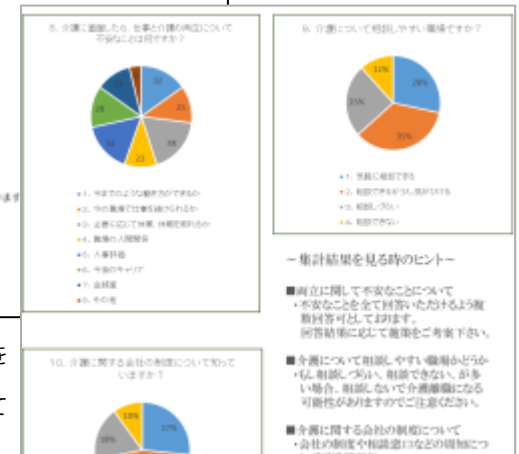
- WEBアンケートを作成
- 既にどれくらいの従業員が介護に直面している？
介護に直面したら相談できそう？
両立への不安なことは何？
など職場の課題が見えてくる設問です
- 5～10分と回答しやすい内容にします（自由記入欄の時間は除く）
- 無記名、記名は選べます
- 「アンケートをとると、何か施策を打たないといけないのでは」などの懸念について、その対策などもご案内します

Q10. 育児をする上で、不安なことは何ですか？(お子様がいらっしゃる方はご回答下さい)
(複数選択)

- 1. 仕事と両立できるか(昇進など)
- 2. 仕事と両立できるか(責任など)
- 3. 会社の理解
- 4. 上司や部下の理解
- 5. 人事評価
- 6. 今後のキャリア
- 7. 配偶者の理解や協力
- 8. 不安は特にない
- その他

Q11. 現在、介護(看護を含む)を必要とする家族はいますか？

- 1. いる (自分が主な介護者)
- 2. いる (自分が主な介護者ではない)
- 3. いない



アンケート内容は、基本フォーマットを元に企業様事にアレンジできます。社内でも検討頂き、相談しながら決定していきます。

仕事と介護の両立支援パッケージプラン

～基本知識習得～相談しやすい職場作り～

仕事と介護の両立セミナー 4か月目

- 両立に向けて「介護の基礎知識を得る」+「相談しやすい職場作り」が進みます。
- 基本知識を得ることで、介護に直面した時に、スムーズに要介護認定手続きや介護環境を整えることが出来るようになります。
(本セミナーは相談窓口だけでなく、具体的な介護保険サービスの種類と使い方について学ぶことが出来ます)
- 誰もが直面する可能性があること、40代以上の方は自分が今にも直面する可能性があることを実感することで、お互い様の風土が育つ+仕事と介護の両立を自分事として考えられるようになります。



管理職向け 仕事と介護の両立マネジメント研修 5か月目

- 仕事と介護の両立セミナーの内容に加えて、部下が相談に来た時を想定した介護相談ロールプレイを行います。
実際に相談者はどのような気持ちで相談にくるのか、またどのように相談を受ければよいかを考えていきます。
- 管理職として相談を受ける範囲、専門家に託す範囲などがわかります。
- 管理職が研修を受けることで、部下の皆さんに安心感が生まれ、上司に相談しやすくなります。
- 管理職が当事者意識を持つことで、主体的に働き方改革を進めていこうという空気になります。



～セミナー参加者の声～

事前に色々考えておく
必要性があることの
大切さを感じました。

介護の実態だけでなく、
介護者がいることを前提とした
職場環境とは何か、
どのように成果を出していくのか、
を考えさせられました。

知識を身に付けると同時に、
専門家・上司・同僚・人事などに
助けを求めながら
一人で苦しまないことが
大切と思った。

ケーススタディで
具体的な生活イメージを
持つことができ
大変役立ちました。

実践を交えて
分かりやすく
介助を体験できました。

介護される側の
気持ちを考えたり
無理なく行うことが
大切なことがわかりました。



介護にも使える介助 6か月目

- 介護に直面すると、家庭内でも体位移動や食事介助などをするケースも出てきます。
全て家族が行うと負担が大きいため、介護保険サービスを上手に活用していただくことが大切ですが、知っておくと役立つ基本的な介助スキルを身に付けて頂き、家庭での介護をスムーズに行って頂きます。
- ロールプレイを交えて実施します。
(会場、準備物などをお願いすることがあります)
- 高齢者の体についての知識、脈のはかり方、看護師さんやヘルパーさんをお願いすることと自分ですることなどについてもお伝えします。

仕事と介護の両立支援パッケージプラン

～相談しやすい職場作り～両立できる職場づくり～

仕事と介護の両立ワークショップ① (現状把握～課題抽出)

7か月目

- 仕事と介護を両立していくためには、職場の風土や働き方を変えていく必要性を感じているが、実際には難しい。どう進めていけばよいかわからない。などのお考えをお持ちの皆様へ、会社として考えていく場をつくります。
- 実施方法は下記2パターンあります。
 - ①管理職向けワークショップ
 - ②トライアルチーム向けワークショップ(特定の部署をいくつか抽出)
- どんな職場になるとよいか、現状はどうか、課題は何か、を出し合い、仕事と介護の両立の視点で整理していきます。



仕事と介護の両立ワークショップ② (課題深堀～アクション策定)

8か月目

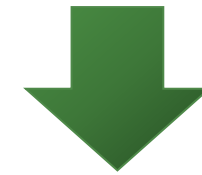
- ワークショップ1回目で出した課題は本当に合っている?を改めて検証。課題を整理します。
- 課題解決に向けてアクションを考えます。課題は個々の意識や風土、仕事の進め方、社内ルール、職場環境、取引先やお客様など多岐にわたります。優先順位を付けて取り組みそうなもの、効果が高そうなものを進めます。
(必要に応じて両立支援制度や多様な働き方に関する制度も検討)
- 他社事例や取り組みツールなどをご紹介します。
- 具体的なアクションを決め、職場でトライして頂きます。



仕事と介護の両立ワークショップ③ (振り返りと今後の取り組み)

9か月目

- アクションを実行してどうだったか、振り返りを行います。実際に進めると、思ったより進まない、難しい、などの声が出ることもよくあります。そこで断ち切れにならないよう、アクションの修正、工夫、減らす、変えるなどを考えます。難しいという言葉で終わってしまわないよう、事例紹介や糸口へのヒントをお伝えしながら進めます。
- 課題は複数あるため、解決に向けて次のアクションも策定します。
- 他責になりがちな場合は、どうすれば実現していけるか、主体的な取り組みになるようサポートします。



仕事と介護の両立ワークショップ④ (振り返りと今後の取り組み)

10か月目

- アクションを実行してどうだったか、振り返りを行います。結果を検証し、修正や工夫、他の協力を得る、やめるなどを検討します。
- 取り組みを進めるコツを掴んでくると、自走出来るようになります。取り組みは、すぐに成果に繋がるものもあれば、長期的な取り組みになるものもあります。半年～1年計画で皆様で自走していくことがゴールです。

* 更に支援が必要な場合は、働き方改革コンサルティングをご活用ください

仕事と介護の両立支援パッケージプラン

仕事と介護の両立フォーラム (介護当事者パネルディスカッション) (両立に向けた取り組み発表)

12か月目

- 改めて仕事と介護の両立に向けて基本事項を押さえつつ、御社内の介護当事者にご登壇いただき、パネルディスカッションを行います。
(登壇者)
 - ・社内で介護に直面している方 (いない場合は、まだ直面していないが不安を感じている方)
 - ・仕事と介護の両立ワークショップでアクションを実行した方
 - ・人事担当者など
(コーディネーター) 弊社コンサルタント実際に介護に直面した方から、最初に相談した時の気持ち、どのように両立しているか、どんな介護保険サービスや会社の制度を使っているか、など生の声を聴くことで他の従業員の参考になります。

また、両立に向けて様々なアクションをトライした内容や感想を共有。会社は変わろうとしていることや各部署でも出来ることを知って頂きます。人事部からも、会社はこう考えている、こんな想いで制度を作っている、などをお伝え頂くことで、従業員と会社の距離がぐっと近くなります。結果、会社と従業員が同じ方向を向いて施策が進んでいきます。



契約期間中の各種ご相談サービス

従業員からの仕事と介護の両立に関する相談

- 介護に関する制度策定のご相談
介護に関する制度を策定される際に、どのような制度が活用しやすいか、仕事と介護の両立に役立つか、この制度をどう思うか、などご相談ください。
- 従業員へ介護に関する情報発信
介護に関する情報をイントラネットに掲載する、介護ハンドブックを作成する、などの際に内容やポイントなどをアドバイスさせていただきます。

従業員からの仕事と介護の両立に関する相談

- 従業員の皆様から人事担当者や上司に相談があった時、どのように対応すればよいかわからないこともあるかと思います。相談者と上司の面談に弊社コンサルタントも同席させていただき、面談をサポートします。介護に関する面談について、会社が支援すること、専門家をお願いする内容の役割分担など相談のつづを掴んで頂きます。また、直接ご相談を受け付けることも可能です。(メール、電話、面談など)